

## 自由化後の電気の表示に関する呼びかけ文（案）

エネルギーシステム改革市民委員会(事務局コンシューマネット・ジャパン)では、電力システム改革の議論が進む中で、制度設計WGでの議論のうち、電力の表示について、消費者の立場からの表示の義務付けについての要望をだしていくことを呼びかけます。

### 電力小売に係る消費者への説明・表示義務を求める要望書（案）

資源エネルギー庁 長官 上田長官 様（要望先の一例）

〇〇〇〇

2016年度に予定されている電力の小売全面自由化の実現により、すべての消費者が電力を選択できるようになります。自由化後、消費者が電力会社やその電力メニューを選択するには、消費者が十分な情報を得ることが必要です。

資源エネルギー庁における制度設計ワーキンググループ（以下、WGという）においては、小売電気事業者が消費者に対して、一定の情報を開示し説明することを義務付けることが議論されています<sup>1</sup>。小売電気事業者の名称・連絡先・料金等の事項は説明が必須であることはもちろんですが、私たちはWG案では不十分であると考えます。

私たちは、小売電気事業者の情報開示・説明・表示義務について、以下のように要望します。

#### 記

消費者は料金だけを見て商品を買うわけではありません。消費者が積極的に選択し、納得して電力を消費するためには、小売電気事業者が販売する電力、つまり消費者自身が購入する電力がどのような電力であるかということを知る必要があります。また、自分の支払った電気料金がどのような発電のために費やされているのか等、その内訳を知ることは消費者の権利です。

よって、以下の事項を**すべての小売電気事業者**に表示することを義務付けることを求めます。なおこれらの情報は後述のようにグラフを用いて分かりやすく表示することを義務付けることを求めます。

#### ①電力の種類を表示

- ・小売する電力の発電方法・発電種類（発電構成）
- ・小売する電力の発電において排出した二酸化炭素（CO2）の量、放射性廃棄物の量

#### ②電気料金の費用内訳を表示

- ・託送料金
- ・使用済燃料再処理等引当金等の原発関連費用

この要望書では電力の「内容・内訳」表示の義務化を求めています。表示の「方法・手段」、「頻度」などのあるべき姿についても、今後公開の場において消費者の意見を取り入れながら、丁寧に議論が行われることを要望します。

以上

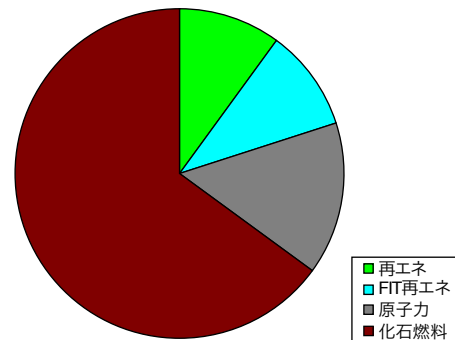
<sup>1</sup> 例えば第8回制度設計WG資料5-1の25ページなど。

## 別紙：小売電力会社の表示義務の例 イメージ

### 1. 小売電力会社の「発電構成」表示義務のイメージ

#### A. 電源構成（数値は仮のもの）

- 再エネ・・・10%
- FIT再エネ・・・10%
- 原子力・・・15%
- 化石燃料・・・65%



#### B. 環境負荷

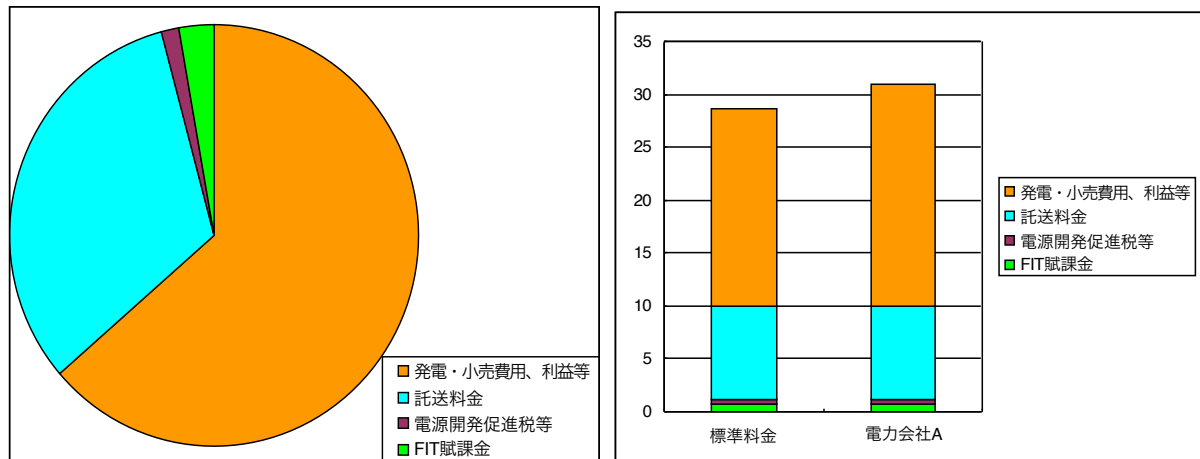
1 kWh当たりのCO<sub>2</sub>排出量と放射性廃棄物発生量

### 2. 小売電力会社の「費用内訳」表示義務のイメージ

（数値は仮のもの）

- ①託送料金
- ②電源開発促進税、使用済燃料再処理等引当金、等の原発関連費用
- ③FIT賦課金
- ④発電・小売費用、利益等その他

グラフ表示の例。



\*環境価値に基づく表示問題については別途意見提出する予定です。

（連絡先）コンシューマネット・ジャパン

メール：[info@consumernet.jp](mailto:info@consumernet.jp)

Webサイト：<http://ConsumerNet.Jp>